

# 農業改良資金助成法施行規則

(平成14年7月1日農林水産省令第57号)

(貸付金の一農業者等ごとの限度額)

**第1条** 農業改良資金助成法(以下「法」という。)第4条(法第17条において準用する場合を含む。)に規定する貸付金の一農業者等ごとの限度額は、個人にあつては1,800万円、法人その他の団体にあつては5,000万円とする。

(農業改良措置に関する計画の認定申請手続)

**第2条** 法第7条第1項の認定を受けようとする者は、個人にあつては氏名及び住所、法人その他の団体にあつては名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。